

市街化調整区域内の空き家が誰でも居住できる住宅へ用途変更できるようになりました。

近年、人口減少や高齢化の進行等により空き家が増加することが見込まれており、市街化調整区域内の既存集落における地域コミュニティの維持を目的として空き家を利用した移住・定住の促進を図るため、自己用住宅等を専用住宅へ用途変更を認める条例の改正を行いました。

施行時期：令和6年4月1日から

〔対象とする既存住宅の要件〕

以下のいずれにも該当する住宅であること。

- 農業を営む者の住宅または一身専属的な許可（既存集落、世帯分離など）を受けた住宅
- 10年以上継続して法に適合しており、かつ、現在も適合している空き家
- 市が空き家と確認した住宅



※区域指定内は誰でも居住できる住宅が許可できることから対象外
※用途変更の許可を受ける前に、相続以外で空き家の所有権移転をしている住宅は対象外

申請手続きは、過去に29条許可を取られている場合は42条、取られていない場合は43条により申請してください。

許可されると自己用住宅 ⇒ **専用住宅**

に用途変更することができます。

※専用住宅となれば売買・賃貸が可能となります。



詳しくは、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ】

那珂市 建設部 都市計画課

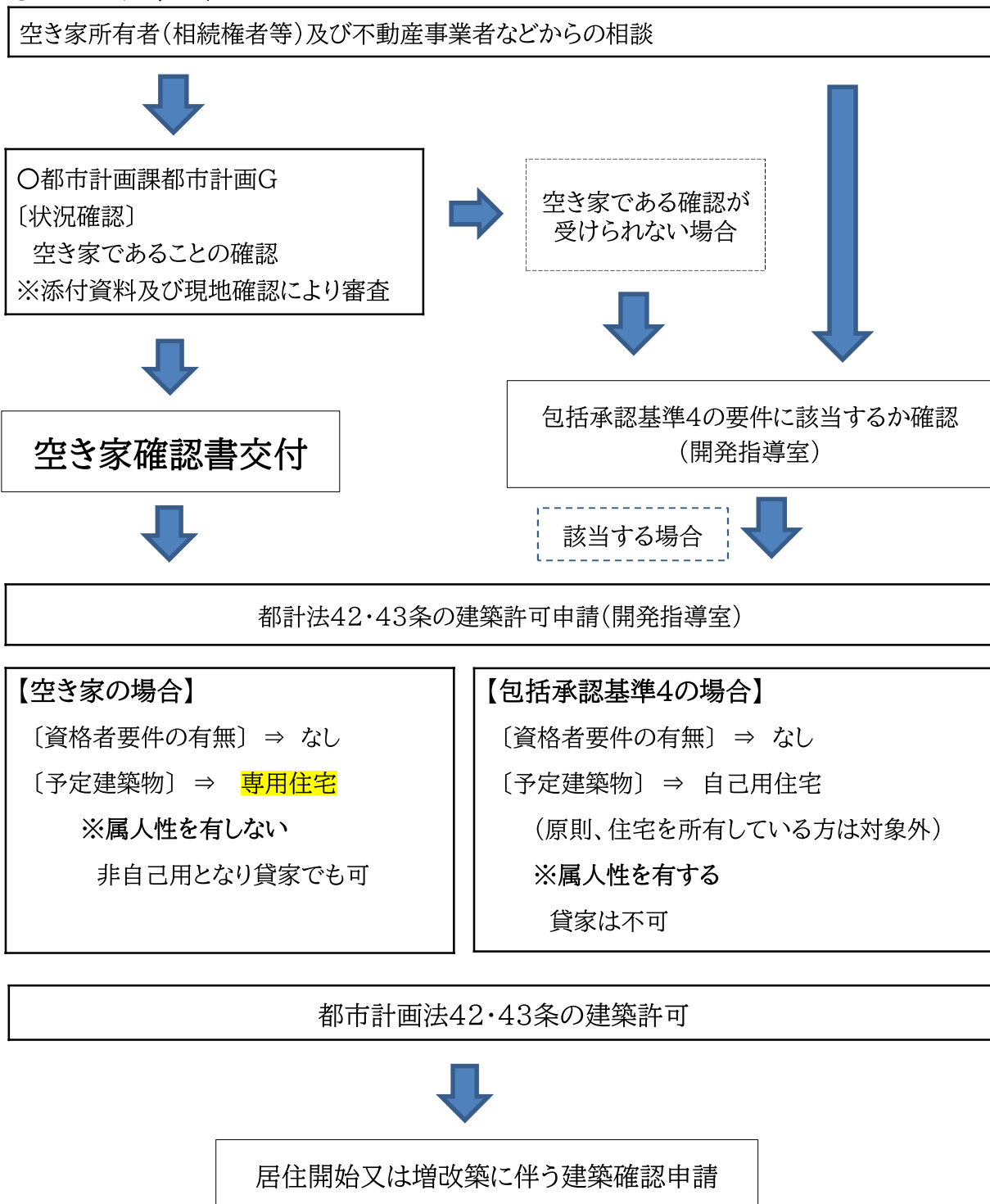
〒311-0192 茨城県那珂市福田1819番地5

(空き家に関すること) 都市計画グループ

(用途変更に関すること) 開発指導室

TEL:029-298-1111 FAX:029-298-0112 E-mail:toshi-k@city.naka.lg.jp

○フローチャート



Q 標準浸透枵が無い場合はどうすればいい？

A 既存で無い場合は、用途変更の許可後に設置してください。

Q 空き家の判断はどこですか？

A 都市計画課都市計画グループの空き家担当が行います。

Q 併用住宅の空き家は対象にできないのか？

A 併用住宅は自己の業務の用に供する建物であるため、対象ではありません。